

加須市物品納入等標準契約約款（物品の修理・修繕）

（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書その他市の提供する書類（以下「仕様書等」をいう）に従い、契約を履行しなければならない。

（納入）

第2条 受注者は、仕様書等に基づき当該物品の修繕を行い、納入期限内に当該物品を納入しなければならない。

2 発注者は、工程表その他発注者が必要と認める書類の提出を求めることができる。

（修繕のための引取り）

第3条 受注者は、当該物品修繕のため、当該物品を受注者の工場、事務所等へ引き取るときは、あらかじめ発注者に通知し、発注者の立会いの上、引き取らなければならない。

（修繕のための分解）

第4条 発注者が必要と認めたときは、受注者は修繕のため当該物品を分解する際に立会いをすることができる。

（材料の品質）

第5条 当該物品の修繕に使用する材料について、品質が明らかでないものについては、中等以上の品質を有するものとする。

（記録書類の整備等）

第6条 発注者が必要と認めたときは、写真等の記録の提出を求めることができる。

（修繕内容の変更及び中止等）

第7条 発注者は必要と認めたときは、当該物品の修繕内容を変更し、又は、修繕を一時中止することができる。この場合において契約金額又は納入期限等を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、書面により

これを定めるものとする。

(修繕完了の通知)

第8条 受注者は、当該物品の修繕が完了したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(検査等)

第9条 発注者は、修繕完了の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立ち会いを求めて当該物品の検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果につき、立ち会わないことによる異議を申し立てることはできない。

3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は直ちに補修又は再修繕を行い、納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における修繕完了の通知及び再検査等については、前条及び前2項の規定を準用する。

(物品の引渡し)

第10条 受注者は、納入物品が発注者の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物品を発注者に引き渡さなければならない。

(契約代金の支払等)

第11条 受注者は、当該物品のすべてについて前条の規定による引渡しがあったのち、所定の手続に従って契約金額の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

3 前2項の規定は、発注者が物品の分割納入を認め、当該分割分の契約金額相当額を支払うこととされている場合に準用する。

(危険負担)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、当該物品の引き取りから引渡しの間を生じた損害は、受注者の負担とする。

2 受注者は、債務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。

(契約不適合責任)

第13条 発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態であるとき（以下「契約不適合」という。）は、受注者に対して、物品の補修又は取り替えによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の保養を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の完結をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納入期限の延長)

第14条 受注者は、天災地変その他その責めに帰することができない事由により、納入期限内に修繕が完了することができないときは、納入期限内に発注者に対して、その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第15条 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契

約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 納入期限内に当該物品の引渡しが終わらないとき又は納入期限経過後相当の期間内に契約履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 正当な理由なく、第13条第3項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各項に掲げる場合のほか、受注者がこの契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

(7) 第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。) が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 受注者が当該契約の履行にあたり、第三者と契約を締結する際、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者と当該契約の履行に係る契約をしていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第15条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき

事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第20条 第18条の規定によりこの契約が解除された場合における既納部分の取り扱いについては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限内に当該物品の引渡しが出来ないとき。
- (2) この契約の納入物品に契約不適合があるとき。
- (3) 第15条又は第16条の規定により当該物品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第15条又は第16条の規定により当該物品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 当該物品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者

の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、契約金額から第1条第2項の規定による分納に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

（談合等の不正行為に係る損害の賠償）

第21条の2 この契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条

第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。



い。

- 3 受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第22条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第11条の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約不適合責任期間等)

第23条 発注者は、この契約の納入物品に関し、第10条の規定による引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確

に告げることで行う。

- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、当該物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された当該物品の契約不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（債権譲渡等の禁止）

第24条 受注者は、発注者が特に承認した場合のほか、この契約によって生じる契約上の債権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

（火災保険等）

第25条 受注者は、発注者の要求があったときは、当該物品および修繕用材料等を火災保険その他の損害保険に付するものとする。発注者の要求があっ

たにもかかわらず、受注者が、保険に付さなかったため発注者に損害を及ぼしたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、火災保険をかける時期、期間、保険会社等については発注者の定めるところに従うものとし、保険契約締結後、速やかにその証券を発注者に提出するものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停によりその解決を図るものとする。

2 発注者又は受注者は、前項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起をすることができないものとする。

(守秘義務)

第27条 受注者は、本件業務について守秘義務を負うものとし、本件業務の履行過程において知り得た発注者の情報その他本件業務の履行に係る一切の情報を外部に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、納入期限後又は契約解除後においても同様とする。

3 受注者は、第1項に規定する情報が外部に漏れいしたことが判明した場合は、速やかに発注者に事情を説明すると同時に、発注者の被った損害について、相応の賠償を行うこととする。

(個人情報保護)

第28条 受注者は、この契約により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、受注者は、この契約に伴い、個人情報を取り扱うときは、「加須市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、納入期限後又は契約解除後においても同様とする。

(補則)

第29条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者

とが協議してこれを定めるものとする。

附 則

この約款は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、平成23年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この約款の施行の日の前日までに、入札公告及び指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この約款の施行の日の前日までに、入札公告及び指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この約款の施行の日の前日までに、入札公告及び指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、平成29年1月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この約款の施行の日の前日までに、入札公告及び指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この約款は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この約款の施行の日の前日までに、入札公告及び指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この約款は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この約款の施行の日の前日までに、入札公告及び指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。